

セキュア・サーバID/グローバル・サーバID 利用規約

日本ベリサイン株式会社(以下「日本ベリサイン」という)から発行されるベリサイン・セキュア・サーバID またはベリサイン・グローバル・サーバID(以下「証明書」という)を申請、受領またはご利用になる前に、本規約を必ずお読みください。本規約に同意しない場合、お客様(以下「利用者」という)は証明書を申請、受領または利用することはできません。

第1条 定義

「認証機関」(Certification Authority)とは、VTN内で証明書を発行、管理、取消し、更新する権限を付与された機関をいいます。

「危殆化」(Compromise)とは、紛失、盗難、漏洩、改ざん、不正使用など、秘密鍵のセキュリティを危険にさらすことをいいます。

「CPS」とは、<http://www.verisign.co.jp/repository/CPS/>から入手可能な、日本ベリサインのサーティフィケーション・プラクティス・ステートメントをいい、適宜修正されることがあります。

「派生物」(Derivative Work)は、第9条に定義する意味を有します。

「デバイス」(Device)とは、負荷分散装置(ロード・バランサー)またはSSL アクセラレータなど、複数の装置へリクエストを分散させる、または暗号/復号化処理のみを行い、サーバの機能の一部を代行するようなネットワーク管理ツールをいいます。

「グローバル・サーバID」(Global Server ID)とは、適用される輸出法規に準拠した強固な暗号保護方式により、WebブラウザとWebサーバ間のSSLセッションをサポートするクラス3 組織向け証明書をいいます。

「知的財産権」(Intellectual Property Rights)は、第9条に定義する意味を有します。

「依拠当事者」(Relying Party)とは、証明書またはデジタル署名に依拠して行為をなす個人または組織をいいます。

「依拠当事者規約」(Relying Party Agreement)とは、依拠当事者規約(日本ベリサインのそれは、<http://www.verisign.co.jp/repository/rpa/index.html>にて公開)等の認証機関が使用する契約で、依拠当事者として行為をなす個人または組織に対する条件を定めたものをいいます。

「セキュア・サーバID」(Secure Server ID)とは、Web ブラウザとWeb サーバ間のSSL セッションのサポートに使用されるクラス3 組織向け証明書をいいます。

「セキュア・ソケット・レイヤ(SSL)」(Secure Sockets Layer)とは、Netscape Communications Corporation が開発した、業界標準のWeb通信の保護手段をいいます。SSL セキュリティ・プロトコルには、データ暗号化、サーバ認証および メッセージの完全性チェックの機能が備わっており、オプションでTCP/IP接続のクライアント認証を行うことができます。

「VTN」とは、VeriSign Trust NetworkSMの略で、グローバルな公開鍵基盤をいいます。

第2 条 証明書について

本条は、利用者からの証明書の申請(以下「証明書申請」という)にかかわる条件および日本ベリサインが利用者の証明書申請を承認した場合の、利用者の証明書の利用条件を定めています。「証明書」とは、電子的に署名されたメッセージで、利用者の公開鍵およびこれに関連する情報で日本ベリサインまたは日本ベリサインが権限を付与した機関が認証した情報を含みます。本規約に基づき提供される証明書は、日本ベリサインがVTN内で発行します。

利用者が所属組織に代わり申請する証明書は、VTN内でクラス3組織向け証明書になります。クラス3組織向け証明書は、デバイスに発行され、認証、メッセージ・ソフトウェア・コンテンツの完全性検査のための署名及び機密保持のための暗号化ができます。クラス3 組織向け証明書は、利用者である組織が実際に存在するかどうか、その組織が証明書申請を承諾したかどうか、および利用者の代理人として証明書申請を行った者がその権限を付与されているかどうかを確認することにより、利用者の同一性を保証します。また、証明書は、当該証明書申請にドメイン名が記載されている場合、利用者がそのドメイン名を使用する権限を有 することを保証します。日本ベリサインの証明書サービスの詳細は、日本ベリサインのCPS を参照してください。

第3 条 証明書申請手続き

日本ベリサインが所定額の入金を確認し、利用者が購入した証明書に必要な認証手続きを完了後、日本ベリサインは利用者の証明書申請を処理します。証明書申請の承認の可否は、日本ベリサインから利用者に通知されます。証明書申請が承認された場合、日本ベリサインが証明書を発行しますので、本規約に基づきご利用ください。

利用者が日本ベリサインから発行された個人識別番号(PIN:Personal Identification Number)を使用して証明書を取得し、または証明書をインストールもしくは利用した時点で、その証明書は、利用者に受領されたものとみなされます。利用者が証明書を取得またはインストールした場合、使用前にその記載内容を確認し、誤りがあった場合には直ちに日本ベリサインに通知しなければなりません。当該通知を受領した場合、日本ベリサインは、通知を受けた証明書を取消し、訂正した証明書を発行することができます。

第4条 使用制限

利用者は、自らの証明書を次の目的で利用することはできません。(i)他の組織のために、または他の組織の代理人として利用すること、(ii)証明書申請に記載した以外のドメイン名または組織名にかかわる秘密鍵または公開鍵の操作に利用すること、(iii)複数のサーバまたはデバイス上で同時に使用すること、または(iv)操作の失敗が身体もしくは生命に対する損害または重大な環境破壊を直接生じさせる可能性がある核施設、航空航法・通信システム、航空交通管制システムまたは武器制御システムの運営などの危険を伴う状況下での制御装置として使用したり、フェール・セーフ機能が求められる方法で使用すること。デバイス、サーバまたはサーバ等のファームウェアにおいて、ライセンスを許諾されていない証明書を利用した場合、日本ベリサインは、これを著作権侵害行為とみなし、侵害者に対し、法律が認める最大限の法的措置を講じます。日本ベリサインのSecure Site シール(以下「シール」という)の利用を希望する場合、Secure Site シール・ライセンス契約 (https://www.verisign.com/repository/sslicense_agree.html)に基づき、シールをインストールし、表示しなければなりません。

第5条 失効

利用者が自己の秘密鍵またはその秘密鍵を保護している起動データの危殆化を発見したか、そう判断する理由がある場合、または証明書に記載された情報に誤りがあるか、変更があった場合、もしくは登録した組織名・ドメイン名を変更した場合、利用者は、その旨を日本ベリサインに直ちに通知し証明書の取消しを要請すると同時に、当該証明書に依拠しているか、または当該証明書を利用してサービスを提供し、もしくは当該証明書を参照し検証可能なデジタル署名に依拠していると合理的に予測しうるすべての者にその旨を通知しなければなりません。日本ベリサインは、日本ベリサインが発行する請求書を利用者が受領後45日以内に所定額の支払いをしない場合、その証明書を取消すことができます。さらに、日本ベリサインは、シールをインストールした利用者がSecure Site シール・ライセンス契約に定める利用者の義務もしくは本規約に定める重大な義務を履行しない場合、または利用者がVTNのセ

セキュリティもしくは完全性を危険にさらしたか、そのおそれがあると日本ベリサインが判断した場合、利用者の証明書を取消すことができます。

第6条 取消しまたは有効期間満了時の義務

証明書の有効期限が満了するか、取消しが通知された場合、利用者は、その証明書をインストールしているサーバから永久に証明書を削除しなければならず、以後いかなる目的にもその証明書を使用してはなりません。シールをインストールしている場合は、そのシールも削除しなければなりません。

第7条 事実表明および保証

7.1 日本ベリサインの事実表明および保証

日本ベリサインは利用者に対し、次の事項を表明し保証します。(i) 日本ベリサインが証明書を作成するときに相当な注意を払わなかったことにより、誤った情報が利用者の証明書に記載されていないこと、(ii) 利用者の証明書がすべての重要事項において日本ベリサインのCPSに準拠していること、および (iii) 日本ベリサインによる証明書の取消しサービスおよびリポジトリの利用が、すべての重要な点において日本ベリサインのCPSに適合していること。

7.2 利用者の事実表明および保証

利用者は日本ベリサインおよび利用者の証明書に依拠するすべての人に対し、次の事項を表明し、保証します。(i) 利用者が証明書申請において日本ベリサインに提出した情報およびその時になした事実表明のすべてが正確であること、(ii) 利用者が提供した証明書に記載するいかなる情報(電子メールアドレスを含む)も第三者の知的財産権を一切侵害していないこと、(iii) 利用者が証明書申請において提出した情報(電子メールアドレスを含む)が違法な目的のために使用されたことはなく、将来においても使用されないこと、(iv) 利用者の秘密鍵が生成されて以降、利用者だけがその秘密鍵を占有しており、将来においても占有を継続すること、かつ権限を付与されていない者がその秘密鍵にアクセスしたことはなく、将来においてもアクセスしないこと、(v) 利用者の秘密鍵が生成されて以降、利用者だけがその秘密鍵を保護するチャレンジ・フレーズ、PIN、ソフトウェアまたはハードウェア・システムの占有者であり、将来においても占有を継続すること、かつ権限を付与されていない者がそれらにアクセスしたことはなく、将来においてもアクセスしないこと、(vi) 合法的かつ本規約に基づき認められている目的のためだけに利用者が自己の証明書を使用すること、(vii) 利用者が証明書または証明書取消しリストなどを発行する認証機関としてではなく、最終利用者として証明書を使用すること、(viii) 利用者の秘密鍵を使用して生成されるデジタル署名はすべて利用者自身のデジタル署名であり、そのデジタル署名が生成さ

れた時点で証明書が受領されており、当該証明書は有効期限が満了しておらず、または取消されていないこと、(ix) 利用者が証明書を取得する条件として本規約に明確な同意を表明していること、および(x)利用者が日本ベリサインからの事前の書面による承諾なくしてVTNの技術実装の監視、干渉またはリバース・エンジニアリングを行わず、VTNのセキュリティを故意に危険にさらさないこと。さらに、利用者は、VTN内で発行されたデジタル証明書の情報に依拠するにあたり、意思決定をなすに十分な情報を得ていること、その情報に依拠するかどうかの決定につき利用者が単独で責任を負うこと、および利用者に適用される依拠当事者規約に基づく、依拠当事者としての義務を履行しなかった結果発生する法的責任を利用者が負うことを表明し、保証します。

第8条 サービスの料金、支払いおよび提供条件

利用者が購入した証明書および関連サービスの対価として、利用者は、サービスを選択した時点で、日本ベリサインのWebサイトに掲載される所定の料金を日本ベリサインに支払う旨を同意したことになります。本規約において以下に明示的に定められていない限り、利用者は料金を遅滞なく支払うものとし、返金を求めることができません。日本ベリサインが利用者に提供するサービスの更新は、所定の認証手続きの完了および更新時に適用される全ての料金の支払いなど、その時点の条件に従います。利用者のサービス更新日の30日以上前に、日本ベリサインから利用者にサービスの更新について事前に通知します。日本ベリサインに提出するクレジット・カード情報は、利用者自身の責任において取り扱い、提出情報(有効期限や口座番号など)に変更があった場合は、日本ベリサインに速やかに通知しなければなりません。さらに、利用者は、自らの責任においてサービスの更新を確実なものとしてください。日本ベリサインは利用者または第三者に対し、サービスが更新されなかったこと等、本条に定められる更新に関係する責任を一切負いません。利用者は、本規約に基づき日本ベリサインが提供したサービスまたは利用者が行った支払いにかかわる消費税等、日本ベリサインの所得に基づき課される法人税以外のすべての税を支払うことに同意します。セットアップ料金が発生する場合は、日本ベリサインの該当サービスの効力発生日が支払日となります。支払期日到来後の未払い金額に対しては、年18.25%(1年を365日の日割計算とする)の割合による遅延損害金を、日本ベリサインは請求することができます。

第9条 所有権

本規約に別段の定めがない限り、本規約で定める日本ベリサインのサービスに関する次の事項に関する権利(以下「日本ベリサインの知的財産権」という)は、日本ベリサインまたはそのライセンサーに帰属し、利用者は日本ベリサインの知的財産権

に係る一切の権利を主張しないことに同意するものとします。(i)商標、サービス・マークおよびロゴ(登録の有無を問わない)、(ii)特許、特許出願および特許を取得するアイデア、発明または改良、(iii) 営業秘密、財産的価値を有する情報およびノウハウ、(iv)現存するまたは将来発生する権利の分割、再発行、更新及び拡張、(v)形状、画像、視聴覚物、 文言、ソフトウェアなどの著作権(登録の有無を問わない)、および(vi)本規約において定められる日本ベリサインのサービスに関連して使用され、開発され、包含され、具現化され、利用されるその他すべての知的財産権、所有権その他無体財産に関する権利。利用者は、日本ベリサインの知的財産権に対する権利が利用者に移転されないこと、および本規約において明示的に付与される権利を除き、日本ベリサインまたはそのライセンサーのサービスにおける一切の権利を、明示または黙示にかかわらず、取得しないことを確認します。利用者が派生物(利用者に提供された著作物に基づきなされた改良、修正、改変、翻訳、縮小、要約、拡大、収集、編集その他当該著作物を作り直すか、変換するか、適応させることによって得られるもの)を作成した場合、その派生物に対するすべての権利は、自動的に日本ベリサインまたはそのライセンサーに帰属します。日本ベリサインは利用者に対し、その派生物に関するいかなる権利も付与する義務を負いません。利用者は、日本ベリサインの知的財産権をリバース・エンジニアリング、逆アSEMBルまたは逆コンパイルしてはならず、また、日本ベリサインの知的財産権にかかわるソースコードを入手しようと企図してはなりません。利用者は、本規約の定める条件に基づき証明書を使用することができます。

第10条 本規約契約の変更

本規約に別段の定めがない限り、利用者は、日本ベリサインが随時(i)本規約条件を改定できること、および(ii)本規約に基づき提供されるサービスの一部を変更できることに同意します。上記の改定または変更は、改定後の本規約またはサービスの変更事項が日本ベリサインのWebサイトに掲載されてから30 日後、または利用者へ電子メールによって通知した場合はその時点で、有効となります。利用者は、日本ベリサインのWebサイトを定期的に関覧し、最新版の本規約が掲載されているかどうかを含め、本規約の改定の有無を確認することに同意します。利用者が本規約の改定に同意しない場合、日本ベリサインに通知して、本規約をいつでも解除することができます。利用者の解除通知は、日本ベリサインがこれを受領して処理した時点で有効となります。本規約を解除しても、いったん支払われた料金は、返金されません。本規約の改定またはサービスの変更がなされた後、継続して日本ベリサインのサービスを利用した場合、利用者は、その改定または変更を受諾し、これに拘束されることに同意したことになります。日本ベリサインの従業員、請負業者または代理人は、本規約条件を変更または修正する権限を付与されていません。

第11条 プライバシー

利用者は、利用者の証明書に記載するために提出した情報を日本ベリサインが証明書に記載することに同意します。また、日本ベリサインが利用者の証明書およびその状態に関する情報を日本ベリサインの証明書情報のリポジトリで公開し、他のリポジトリからこの情報を利用できるようにすることに同意します。さらに、利用者は、日本ベリサインが利用者から提供された情報をVTN内の米国法人、VeriSign, Inc.に利用者の証明書を処理するために送信することに同意します。

第12条 返金制度

利用者が証明書の対価を支払った後、何らかの理由により発行された証明書に満足できない場合、利用者は日本ベリサインに対し、証明書の発行から30日以内に限り証明書の取消しおよび返金を求めることができます。30日経過後は、日本ベリサインが本契約に定める保証その他の重大な義務に違反した場合で、当該違反が利用者または利用者の証明書に関連していることが証明された場合にのみ、利用者は、証明書の取消しおよび返金を求めることができます。日本ベリサインは、証明書を取消した後、証明書に支払われた料金の全額を、証明書の料金がクレジット・カードで支払われた場合には利用者のクレジット・カードへの返金により、その他の方法による場合には、利用者が指定する銀行口座への振込みにて利用者に償還します。利用者が払戻しを要請する場合は、日本ベリサインカスタマーサポート044-520-7210に連絡ください。

返金制度については、<http://www.verisign.co.jp/repository/refund/index.html> も参照ください。

第13条 保証の排除

利用者は、日本ベリサインのサービスを自己の責任において利用することに同意します。さらに、利用者は、本規約に特段の定めがない限り、日本ベリサインのサービスがすべて「現状有姿」で提供されることに同意します。日本ベリサインは、明示・黙示を問わず、商品性、特定目的の適合性および第三者の権利を侵害していないことの保証を含め、その他いかなる保証も行いません。本規約第7条に定める保証を除き、日本ベリサインは、提供するサービスが利用者の要件を満たし、そのサービスが中断せず、時宜にかなない、安全または障害が発生しないことを保証せず、そのサービスを利用することにより生じうる結果、または日本ベリサインのサービスを利用して取得する情報の正確性・信頼性についても保証しません。利用者は、日本ベリサインのサービス利用中に、資料またはデータをダウンロードなどの方法により取得する場合、自らの判断でこれを行うことを了解し、同意します。利用者が日本ベリサインまたは日

本ベリサインのサービスを利用して取得したいかなる助言または情報も、それが口頭であるか書面であるかを問わず、本規約において明示的に定められているものを除き、いかなる保証もなされるものではなく、利用者はそのような助言または情報について、自己の判断により依拠するものとします。日本ベリサインは、利用者が第三者から購入する 製品・サービスにつき、責任を一切負担しません。

第14条 免責

利用者は、日本ベリサインならびにその請負業者、代理人、従業員、役員、取締役、株主、関連会社および譲受人を、次の事項に関連して発生する責任、請求、損害、費用(合理的な弁護士費用を含む)から免責するものとします。(i)本規約または本規約に基づく利用者の保証、事実の表明および義務の違反、(ii)証明書申請において利用者がなした虚偽の不実表示、(iii)第三者の知的財産権その他の財産的権利の侵害、(iv)証明書申請に重要な事実を記載せず、不実表示もしくは不作為が過失もしくは他者を欺く目的でなされた場合、もしくは(v)秘密鍵を保護しないこと、信頼性の高いシステムを採用しないことまたは秘密鍵の危殆化、紛失、漏洩、改ざんもしくは不正使用を防止するために本規約の条件に基づき必要とされる予防措置を講じないこと。日本ベリサインが第三者から訴えを提起され、またはそのおそれがある場合、日本ベリサインは利用者に日本ベリサインを免責する旨の確約書の提出を求めることができます。利用者が確約書の提出に応じなかった場合、日本ベリサインは、本規約に重大な違反があったとみなします。利用者が日本ベリサインのサービスを利用することに関連して第三者から何等かの申立てを受けた場合、日本ベリサインは、当該申立ての防御に参加することができます。この場合、日本ベリサインの弁護士費用は、利用者の負担とします。利用者は、単独で、すべての申立てから日本ベリサインを防御する責任を負います。ただし、申立てられた事項の解決については、日本ベリサインの事前の書面による同意が必要です。本条の定めは、本規約の解除または取消し後も存続します。さらに、利用者は、依拠当事者として、日本ベリサインならびにその請負業者、代理店、従業員、役員、取締役、株主、関連会社および譲受人を、次の事項に関連して発生する責任、請求、損害、費用(合理的な弁護士費用を含む)から免責するものとします。(i)適用される依拠当事者規約に定められる依拠当事者の義務を利用者が履行しないこと、(ii)証明書に依拠することが特定の状況において合理的ではないこと、または(iii)証明書の状態を調査して、有効期限が満了しているか、取消されたかどうかを確認しなかったこと。

第15条 責任の制限

本条は、契約(保証違反を含む)、不法行為(過失および厳格責任を含む)その他法律上の請求に基づく責任に適用されます。利用者が本規約に基づき提供されるサー

ビスに関し、請求、訴訟、仲裁その他の法的手続きを開始した場合、利用者および第三者が証明書を使用するか、証明書に依拠することにより被った損害について、日本ベリサインが負担することのある責任の上限は、適用される法律が認める範囲で、総額10万米ドル相当円とします。本条に定める責任の制限は、証明書に関連するデジタル署名、取引または請求の数にかかわらず、同一とします。日本ベリサインは、各証明書につき、総責任限度額を超えて責任を負担する義務を負いません。

第16条 不可抗力

本規約に定める支払いおよび補償の義務を除き、地震、洪水、火災、暴風、天変地異、戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、ロックアウト、ボイコットにより、本規約に定める義務の履行が停止、中断または遅延した場合、何れの当事者も本規約の不履行とはみなされず、これによる責任を他の当事者に対し負いません。但し、上記の不可抗力事由により影響を受けた当事者は、(i)他の当事者に速やかにその事実を書面で通知し(但し、いかなる場合でも当該事実の発生を発見してから5日以内)、(ii)通知された不可抗力事由の影響を緩和するために、その状況において合理的に必要とされる相当な措置をすべて講じなければなりません。さらに、本条に定める不可抗力事由が合計で30日間を超えて継続した場合、他の当事者は、本規約を直ちに解除することができます。

第17条 輸出

利用者は、適用される法域の法令に違反して、利用者の証明書を含む商品を直接・間接を問わず、輸入、輸出または再輸出してはならないことを了解し、これに同意します。上記法令には、アメリカ合衆国(以下「米国」といいます)または日本の輸出管理規則等を含みます。特に、利用者は、(i)米国または日本の輸出管理規則において使用が禁止されているキューバ、イラン、イラク、リビア、スーダン、北朝鮮、シリアその他の国の国民または居住者、または(ii)米国 財務省のList of Specially Designated Nationals または米国商務省のTable of Denial Orders に掲載されている者に証明書をダウンロードさせたり、輸出または再輸出してはなりません。利用者は、以上の記載に同意し、利用者が上記の国に 所在せず、上記の国またはリストに掲載される国民または居住者ではなく、それらの支配下でないことを表明し、保証します。日本ベリサインのグローバル・サーバID 証明書については、米国またはカナダ以外の法人・個人の利用者が証明書を購入した場合、日本ベリサインが利用者の会社名および所在地を米国政府に報告することが法律により求められる場合があります。利用者が米国またはカナダ以外の法人・個人に証明書を輸出する場合、利用者は、日本ベリサインがその輸出を米国政府に報告するために必要とする情報を日本ベリサインに提供することに同意します。

第18条 分離可能性

利用者は、本規約の条項が分離可能であることに合意します。本規約のいずれかの条項の全部または一部が、無効または執行不能であると判示された場合、当該条項は、本規約のその他の条項に影響を与えず、これらの条項は有効に存続します。この場合、本規約は、本規約を執行可能かつ有効にするために必要な範囲において、また適用される法律が認める範囲で、両当事者の当初の意図に合致するように変更されたものとみなされます。

第19条 準拠法

利用者と日本ベリサインは、本規約が、すべての点において日本法に準拠し、解釈されることに合意します。

第20条 紛争解決

本規約のいずれかの事項にかかわる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、利用者は、日本ベリサインその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければなりません。紛争が最初の通知から60日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 譲渡禁止

本規約に別段の定めがない限り、利用者は、本規約に基づく権利を譲渡または移転してはなりません。利用者の債権者が差押え等の手段を問わず、本規約に基づく利用者の権利における取得しようとした場合、日本ベリサインは、任意に本規約を解除することができます。

第22条 通知

利用者が、日本ベリサインに本規約に関する通知を行う場合は、書面により以下の住所宛てに送付されるものとします。

日本ベリサイン:

日本ベリサイン株式会社 法務部宛

第23条 完全なる合意

本規約および日本ベリサインのCPSは、日本ベリサインと利用者との間で意図された取引にかかわる完全なる了解および合意を構成し、口頭・書面を問わず、本規約の主要な事項に関し日本ベリサインと利用者との間でなされた過去および現在のすべての表明、了解、合意または連絡事項に優先します。いずれの当事者も、本規約に明示的に定められていない保証または表明に依拠してはなりません。条項の見出しは、参照の便宜のためだけに挿入され、本規約の一部を構成するものでも、その解釈に影響を与えるものでもありません。